

平成 31 年度国際スポーツ大会後を見据えた観光 P R の業務委託（オンライン広告等の掲出）
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「P R I M E 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、東京 2020 大会の開催と、さらにその先を見据え、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業はその一環として、平成 26 年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）を活用しつつ、東京 2020 大会に向けて世界中から東京に注目が集まる機会を最大限に活かしたオンラインプロモーションを実施し、大会後の訪問にもつながる訪都外国人旅行者の増大を図ることを目的とする。

については、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するため、標記業務における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、各事業者の適格性等を審査する（以下「企画審査会」という）。

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金 260,000,000 円也

4 契約の履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

平成 31 年 2 月 27 日（水）

希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）

ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

平成 31 年 3 月 5 日（火）正午

(3) 企画審査会への指名通知

平成 31 年 3 月 6 日（水）中に行う。

(4) 質問の受付期間

平成 31 年 3 月 6 日（水）から 3 月 8 日（金）正午

様式 1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。

※「質問票」送付先電子メールアドレスは、「質問票」内に記載する。

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(5) 質問への一斉回答

平成 31 年 3 月 11 日（月）中に行う。

企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。

(6) 企画提案書及び見積書の提出期限

平成 31 年 3 月 22 日（金）正午

(7) 企画審査会の開催

平成 31 年 3 月 28 日（木）

(8) 審査結果の通知

平成 31 年 3 月 29 日（金）までに行う。

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を留意のうえ、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記の項目に従い作成し、A4 版横、各項番号を明記し提出すること。企画提案書のタイトルは、「平成 31 年度国際スポーツ大会後を見据えた観光 P R の業務委託（オンライン広告等の掲出）」とすること。

- (ア) 全体的なスケジュール
- (イ) 関連実績
- (ウ) 全体施策
- (エ) オンライン広告業務
- (オ) タイアップ広告・P R 業務
- (カ) 効果測定関連業務
- (キ) 上記(ア)～(カ)の概要一覧

概要一覧は下記 8 の選考の評価ポイント(1)～(5)に沿って記入すること。

イ 見積書

(ア) 仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。

(イ) 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とすること。なお、消費税は 10%で見積もること。

ウ 企画提案書および見積書データ

企画提案書および見積書の PDF データを DVD で提出すること。

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	12 部
	あり	なし	1 部
イ 見積書	なし	なし	12 部
	あり	あり	1 部
ウ 電子記録媒体	あり	なし	1 部

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書 及び イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送または持参とする。

※提出物の封筒等に「平成 31 年国際スポーツ大会後を見据えた観光PRの業務委託（オンライン広告等の掲出）事業者選定企画審査会資料」と記載すること。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は様式 2「辞退届」を平成 31 年 3 月 22 日（金）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

7 企画審査会の実施方法および実施時間等

(1) 実施日

平成 31 年 3 月 28 日（木）予定

(2) 会場（予定）

〒162-8626 新宿区山吹町 11 番地 1

測量年金会館 会議室

(3) 実施時間

各社の開始時間、提案説明時間等については別途通知する。なお各社は、開始時間の 15 分前には、測量年金会館ビル内の指定場所で待機すること。

(4) 参加可能人数

各社 4 名以内とする。

8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、TCVB が別途定める「平成 31 年度国際スポーツ大会後を見据えた観光 P R の業務委託事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執り行う。評価のポイントについては、下記のとおりとする。

(1) 全体

- ・仕様の内容を十分理解し、必要とされる全ての業務において企画提案されているか。
- ・効率的かつ円滑な業務運営が行える関連実績およびスケジュールが提案されているか。
- ・東京のブランディング戦略やアイコンのコンセプトを反映した内容となっているか。
- ・東京 2020 大会に向けて世界中から東京に注目が集まる機会を最大限に活かした提案がされているか。
- ・東京 2020 大会等のビッグイベントの開催を契機に今後來訪が多く見込まれる諸国の潜在的な訪都旅行者に対して、東京の魅力が的確に伝わるような内容の提案がされているか。

(2) オンライン広告業務

- ・広告を掲出する WEB サイト、ソーシャルメディア、動画サイト等は、対象国において十分な影響力があるか。
- ・バナー広告、検索連動型広告、ソーシャルメディア広告、動画広告等をバランス良く使用し、それぞれのメディアの特性を活かした効果的な手法が提案されているか。
- ・ターゲットとする国や属性等が明確かつ十分であり、広告の表示回数、その他ターゲットにダイレクトに訴求するための手法と目標値が提案されているか。

(3) タイアップ広告・P R 業務

- ・使用するオンラインメディアは、対象国において十分な影響力があるか。
- ・特設サイトや記事広告のコンセプトは東京のブランディング戦略やアイコンのコンセプトを反映し、東京における観光施設等の魅力を発信し、興味を喚起させる内容になっているか。
- ・ターゲットとする国や属性等が明確かつ十分であり、サイト等利用者を特設サイトや記事広告等に誘導する効果的な手法や目標値が提案されているか。

(4) 効果測定方法

- ・アクセス数や広告表示回数等の数値が毎月把握でき、その後の改善策につながる提案や具体的な効果測定の方法が提案されているか。
- ・動画広告の配信業務について、想起調査や認知調査が実施される内容であるか。またその調査対象国および調査期間は明確に提案されているか。

(5) その他

- ・価格の妥当性

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレスへ一斉に回答する。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託上限額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：大幸、原）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683 FAX：03-5579-2685